

第 2 1 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 2 年 1 2 月 8 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 2 年 1 2 月 8 日 午前 1 0 時 1 4 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳		○	
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 5 番	鳥山	孝子	委員
	議席 6 番	新井	正喜	委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	中澤	正幸	
	統括主幹 (農地調整係長)		吉田	徳之
	統括主幹 (農業振興係長)		狩野	康信
	主 事	中嶋	辰哉	
	農 林 課	主幹	石原	秀和

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力をお願いします。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

令和2年度第21回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席委員は19人中18人で、会議は成立しました。

なお、議席番号17番、廣瀬淳委員から欠席及び委任の届出がありました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号5番、鳥山孝子委員、議席番号6番、新井正喜委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号5番、鳥山孝子委員と議席番号6番、新井正喜委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いいたします。 農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。 本件におきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第5条関係の許可番号5の107番の1件について、令和2年11月16日に意見聴取を行いました。同日付けをもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答がありましたので、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、同日付けで許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。 以上で報告第1号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いいたします。 農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、3ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。 以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページから6ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しのは時期は、記載のとおりでございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局	ただいまご上程いただきました、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いいたします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、7ページに記載の番号1番から3番までの3件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。 また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。 以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続きまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてご説明いたします。報告書の9ページをお願いいたします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、9ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は、記載のとおりでございます。 以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川地区を野村隆第2班長、子持、赤城、北橘地区を星野安久第2班長より報告をお願いします。最初に野村第2班長、お願いいたします。

15番

11月27日に実施しました、第2班、渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、齊藤由香委員、青木明雄委員、高橋昭彦委員、事務局の吉田係長、中嶋主事と私、野村の6名で実施いたしました。

今回の渋川地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が4件、合計5件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は一体利用する宅地となっています。問題ないかと思われます。

次に5条申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と北は畑、西は宅地、南は道路となっています。問題ないかと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東は畑、西と北は一体利用する宅地、南は宅地となっています。問題ないかと思われます。

申請番号5の3番の現地は、東は道路、西と南と北は宅地となっています。問題ないかと思われます。

8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は道路と宅地、西は雑種地、南は宅地と畑、北は宅地となっています。問題ないかと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて、星野第2班長、お願いいたします。

1 番

第2班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

11月27日に実施いたしました。参加者は、新井正喜委員、石田玉枝委員、山本彰一郎委員と、私、星野。事務局は、狩野係長、山口主事の6名で実施いたしました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が4件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が

6 件、合計 11 件でありました。

それでは、議案書に沿って報告させていただきます。

まずはじめに、4 条申請であります。議案書の 3 ページからです。

申請番号 4 の 2 番、4 の 3 番、4 の 4 番、4 の 5 番の 4 件ですが、調査の結果、いずれも周辺の状況に問題はないと思われます。

続いて、5 条の計画変更申請であります。5 ページです。

申請番号 1 番の 1 件ですが、これは 5 条申請の申請番号 5 の 9 番と同じ現地になります。周辺状況等については、特に問題ないと思われます。

続いて、5 条申請であります。8 ページからです。

申請番号 5 の 5 番、5 の 6 番、5 の 7 番、5 の 8 番、5 の 9 番、5 の 10 番の 6 件ですが、申請番号 5 の 8 番を除く 5 件については、周辺状況に全く問題ないと思われます。

申請番号 5 の 8 番についてですが、集団的な農地に隣接しておりまして、検討する必要がありました。ただし、この周辺は既に宅地化が見られ、最終的には、特に問題ないのではないかという判断になりました。

なお、農地区分については、現地調査出発前に事務局の説明を受けてまして、現地において全員で調査した結果、議案書に記載されたとおりと思われます。

以上で第 2 班の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第 9、協議第 1 号、農用地利用配分計画案の意見についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農用地利用配分計画案の意見についてご説明いたします。協議書の 1 ページをお願いいたします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による照会があったので、意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いします。

農林課

農林課の石原です。よろしくお願いいたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画についてご説明いたします。協議書の1ページをご覧ください。

農用地利用配分計画の決定について、農業委員会のご協議をお願いするものでございます。内容について、ご説明申し上げます。

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、子持地区における農用地利用配分計画になります。

この表は左から、賃借権等を受ける者、設定等をする土地、現在の権利関係、設定する権利の順になっております。

今回、賃借権の設定等を受ける者は、1名です。

この方は、平成27年12月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は、コンニャクです。賃借権の設定等をする土地は1筆。面積は4,265平方メートルの内3,700平方メートル。土地の現在の権利関係は1名。設定する権利は使用貸借権。存続期間は10年になります。

以上で協議第1号の説明を終わります。

ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより審議を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見については、認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号３の１番の１件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第３条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の１ページをお願いいたします。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第３条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号３の１番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号３の１番は、営農型太陽光発電設備設置のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第３条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第３条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号３の１番の１件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第１号、申請番号３の１番の１件については、許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、申請番号３の１番の１件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第１１、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号４の１番から４の５番の５件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第４条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の３ページをお願いいたします。

議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第４条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号４の１番から４の５番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号４の１番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われる。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号４の２番は、農用地域内に該当しますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、当該申請は、平成３０年２月１６日付け指令により、営農型太陽光発電施設用地として一時転用許可を受けましたが、一時転用許可期間満了による再許可のための申請となります。

また、営農型発電の農地法許可申請実情調査を１１月２６日に実施いたしました。結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

４ページをお願いします。

申請番号４の３番は、子持行政センターから約１８０メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号４の４番は、住宅や事業の用に供する施設、公益施設等が連たんしている区域にあることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始

末書が出されています。

申請番号4の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まずはじめに、申請番号4の2番の1件を審議したいと思います。

渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により、議事に参与できません。このため、渋川市農業委員会規程により、会長が欠けたとき、会長職務代理者がその職務を代理することになっておりますので、この審議については大島会長職務代理者を議長に指名いたします。よろしくお願いいたします。

(山本会長退席)

議 長
(10番)

この事案について議長を務めさせていただく、会長職務代理者の大島です。よろしくお願いいたします。

営農型発電の農地法許可申請実情調査の報告を、調査員を代表して飯塚敬子委員にお願いいたします。

7 番

はい、議長。7番、飯塚。

議 長
(10番)

はい、7番、飯塚敬子委員。

7 番

調査は11月26日に、大島会長職務代理者、高橋農政部会長、小野丈夫推進委員と私、飯塚。事務局からは、中澤事務局長、吉田係長、狩野係長の合計7名で実施いたしました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について、適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長
(10番)

ありがとうございました。

それでは、申請番号4の2番の1件を審議いたします。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願い

いたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長
(10番)

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りいたします。
議案第2号、申請番号4の2番の1件については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長
(10番)

異議なしと認め、申請番号4の2番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。
議長を交代します。ありがとうございました。

(議長交代)

議 長

議長を交代いたしました。
引き続き議事を進行させていただきます。
それでは、申請番号4の2番の1件を除く申請番号4の1番から5番の4件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第2号、申請番号4の2番の1件を除く申請番号4の1番から5番の4件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の2番の1件を除く申請番号4の1番から5番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第12、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の変更前、変更後の住所、氏名、契約内容、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、平成28年3月16日付け指令により、自動車販売整備工場及び自動車展示場用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、当初計画していた事業が諸事情により実行できませんでした。一方、変更後法人は、申請地の北側で電気工事業等を営んでおり、申請地を露天駐車場用地として計画するものであり、売買による両者の話合いが整いましたので、全部承継したく計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から5の10番の10件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。 議案書の10ページをお願いいたします。説明に入る前に、議案書の訂正をお願いいたします。申請番号5の10番の申請事由欄、一時転用期間を「令和3年1月18日～令和6年1月17日」に訂正をお願いいたします。 それでは、説明に入らせていただきます。議案書の7ページをお願いいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号5の1番から5の10番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。 申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。 申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。 なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。 申請番号5の3番は、住宅や事業の用に供する施設、公益施設等が連たんしている区域にあることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。 8ページをお願いいたします。 申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。 申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。 申請番号5の6番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。 9ページをお願いいたします。 申請番号5の7番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。 申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地

の不許可の例外に該当すると思われます。

10ページをお願いします。

申請番号5の9番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の10番は、農用地域域内に該当しますが、営農型太陽光発電所用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、当該申請は、平成30年1月18日付け指令により、営農型太陽光発電所用地として一時転用許可を受けましたが、一時転用許可期間満了による再許可のための申請となります。

また、営農型発電の農地法許可申請実情調査を11月26日に実施いたしました。結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

まずはじめに、営農型発電設備の農地法許可申請である申請番号5の10番の1件について審議いたします。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、新井正喜委員をお願いいたします。

6 番

はい、議長。6番、新井。

議 長

はい、6番、新井正喜委員。

6 番

調査は、11月26日に実施しました。出席者は、山本会長、大島会長職務代理者、高橋農政部会長、新井健二推進委員、内山光司推進委員と私、新井。事務局からは、中澤事務局長、吉田係長、狩野係長。合計9名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合であり、問題はないということでございますので、引き続き3年間一時転用をすることで問題ないことをご報告いたします。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号5の10番の1件を審議します。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第4号、申請番号5の10番の1件については、許可すること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の10番の1件については、議案のと
おり許可することに決しました。
続きまして、申請番号5の10番の1件を除く申請番号5の1番か
ら10番の9件について審議します。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第4号、申請番号5の10番の1件を除く申請番号5の1番か
ら10番の9件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の10番の1件を除く申請番号5の1
番から10番の9件については、議案のとおり許可することに決しま
した。
続きまして、議事日程第14、議案第5号、農用地利用集積計画の
決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いし
ます。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画
の決定についてをご説明いたします。議案書の11ページをお願いい
たします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いす
るものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1
項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和3年1月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が29人、借受人が13人、筆数が57筆、面積が69,912.00平方メートルです。この個別の内訳は、12ページから14ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第5号、農用地利用集積計画の決定については、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
続きまして、議事日程第15、議案第6号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第2条第1項の規定による農地の決定につきましてご説明いたします。議案書の15ページをお願いします。

議案第6号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定について、次のとおり耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当する可否かの決定を総会にお願いするものです。

この決定につきましては、農地法の政省令の施行に伴う運用通知により、農業委員会は総会の議決により判断を行うこととなっております。過日、関係委員帯同の上、現地確認していただきました、再生利用が困難と見込まれる、農地に該当しない、非農地の決定は、関係者への事前確認通知により地主、貸借人の意向を踏まえて、最終的に合計で所有者67人、筆数99筆、63,696㎡となっております。この個別の内訳は、議案書の16ページから18ページに記載の非農地該当農地総括表のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第6号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定については、議案のとおり認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第21回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時14分>